

福岡市地下鉄マナー啓発動画制作業務委託 提案競技実施要領

1 業務名称

福岡市地下鉄マナー啓発動画制作業務委託

2 事業目的・概要

主に外国人の利用者へ向けた乗車マナーの啓発を推進するため、福岡空港駅デジタルサイネージや SNS 等で発信する動画を制作するもの。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで

4 委託内容

別紙 1「仕様書」のとおり

5 提案限度価格

上限額 6,580 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※提案価格が上限額を超える場合は失格となる。

6 提案競技スケジュール

(1) 公募開始	令和 7 年 11 月 14 日（金）
(2) 質問書提出期限	令和 7 年 11 月 20 日（木）15 時
(3) 参加申込期限	令和 7 年 11 月 27 日（木）15 時
(4) 提案書提出期限	令和 7 年 12 月 3 日（水）15 時
(5) 選考（プレゼンテーション審査）（予定）	令和 7 年 12 月 9 日（火）
(6) 最優秀提案者の決定及び公表（予定）	令和 7 年 12 月 10 日（水）
(7) 契約締結（予定）	令和 7 年 12 月 15 日（月）以降

※説明会は開催しないことから、質問がある場合は質問書を提出すること。

7 参加資格

次の各号を全て満たす者でなければこの提案競技に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下本実施要領において「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が不健全であると認められる者でないこと。
- ※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 複数者による共同提案の場合は、すべての事業者が(1)～(7)のすべてを満たし、本提案競技への単独又は他提案者との共同提案を行っていないこと。代表となる事業者等をあらかじめ定め、構成員の役割分担を明確にすること。また、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認めない。

8 提案内容

提案書は、別紙 1「仕様書」を踏まえて作成し、次の内容を記載すること。

(1) 動画コンセプトの提案

- ・「別紙 1「仕様書 6」で制作する動画のコンセプトを具体的に提案。
- ・提案したコンセプトが有効と考えた理由。

(2) 動画の絵コンテの提案

「別紙 1 仕様書」「6（3）啓発項目」の「(A) 手荷物・スーツケース」について、縦動画の絵コンテ（1 案）を提案すること。

(3) 「別紙 1 仕様書」「6（2）制作要件①」で起用する人物についての顔写真付きの経歴を記載すること。（複数名起用する場合は、主たる人物についての分を記載すること。）

(4) スケジュール

動画の撮影から編集、納品までの各項目に関する準備期間や実施時期など、全体スケジュールを具体的に提案すること。

(5) 本業務委託全体の実施体制

本事業の実施に当たって体制表を提出すること。

提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。

(6) 制作経費などの内訳が確認できる見積書

(7) 制作した動画の使用期間を1年間更新する際の費用(出演料等)の内訳が確認できる見積書

9 提案に関する質問

提案競技に関する質問を行う場合は、「提案競技質問書(様式1)」にて提出すること。

(1) 受付期限

令和7年11月20日(木)15時まで

(2) 提出先

「21 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

電子メールで提出し、質問書を提出した旨を「21 提出先・問合せ先」に記載する電話番号に連絡すること。

(4) 回答方法

令和7年11月25日(火)に福岡市ホームページに掲載予定

10 参加申込手続き

提案競技に参加する場合は、下記のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年11月27日(木)15時まで(必着)

(2) 提出先

「21 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

原本を郵送(必着)または持参すること。

※ 「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。「持参」の場合の受付時間は、平日9時～17時(最終日は15時まで)。

(4) 提出書類(各1部)

以下の書類のうち、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出は不要とする。

① 提案競技参加申込書(様式2-1号)

② 契約実績の分かる資料等

注) 同種又は類似業務の実績がある場合のみ「同種又は類似業務の実績表(様式2-2号)」を提出。

③ 登記事項証明書（法人の場合）

注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注 1） 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注 2） 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注 3） 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注 1） 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注 2） 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書

注 1） 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注 2） 証明書の種類は「納税証明書（その 3）」を選択すること（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）。

⑦ 委任状（様式 2－3 号）

注）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式 2－3 号により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書（様式 2－4 号）

注）様式 2－4 号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑨ 役員名簿（様式 2－5 号）

注 1） 様式 2－5 号に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注 2） この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注 3） 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑩ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注 1） 法人の場合は、直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注 2） 個人の場合は、様式 2－6 号をもとに作成のうえ提出すること。

(5) その他

- ① 参加申込後にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、令和7年12月3日（水）15時までに「提案競技参加辞退届（様式3）」を交通局営業部営業課（「21 提出先・問合せ先」のとおり）まで提出の上、辞退する旨の電話連絡をすること。
- ② 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。

1.1 提案書の提出

提案競技参加申込を行った者は下記の提出期限までに提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年12月3日（水）15時まで

(2) 提出先

「21 提出先・問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

原本を郵送（必着）または持参すること。

※ 「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。「持参」の場合の受付時間は、平日9時～17時（最終日は15時まで）。

(4) 提出書類

提案書 1部

【提出方法】

- ① 提案書は紙媒体で正本1部を提出し、別途、正本、副本の各データを提出すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出年月日) _ (提案事業者名) _ 提案書」(※ () 内は各々必要事項を記載) すること。また、正本、副本の各データを提出後に「21 提出先・問合せ先」に記載する電話番号に連絡すること。

※1 正本（1部）には、事業者名を記載し、代表者印を押印すること。

※2 副本には、全般にわたって参加者名（企業名）がわかるような記述は一切しないこと。

- ② A4 サイズ、上部綴じとし、1枚目は表紙、2枚目以降にページ番号を一連で記載すること。印刷の向き（縦横）、縦書き横書きは問わない。

- ③ 表紙には、宛名「(宛先) 福岡市交通事業管理者」、表題「福岡市地下鉄マナー啓発動画制作業務委託」、「提出年月日（和暦）」を記載すること。

(5) 留意点

- ① 提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技参加申込書を提出していた場合であっても、参加を辞退したものとみなす。
- ② 提案書作成により生じた諸費用については、福岡市交通局は負担しない。
- ③ 1事業者（1共同事業者）1提案とし、複数の提案は認めない。

1.2 提出書類の取扱い

- (1) 提出後の書類の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

- (2) すべての提出書類は返却しない。なお、提案書等は本事業の審査以外の目的で参加事業者に無断での使用は行わない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- (4) 選定された提案は、協議により内容を変更することがある。

1 3 提案内容の審査

提案書等の提出のあった事業者を対象に、以下のとおり審査及び質疑を行う。

(1) プレゼンテーション審査による選考

提出された提案書等について、プレゼンテーション審査及び質疑を行う。

① 日 時

令和7年12月9日（火）10時00分より順次（予定）

② 場 所

福岡市交通局4階 会議室（福岡市中央区大名2丁目5-31）

③ 説 明

参加事業者による説明 15 分以内、質疑応答 10 分程度とする。出席者は3名までとし、本事業を担当する者が説明を行うこと。

※ プレゼンテーション審査の日程等の詳細は対象事業者へ別途、通知する。

④ 評 価

評価項目の詳細については、「提案競技評価表」（別紙2）を参照してください。

⑤ その他

プレゼンテーション審査は、提出した提案書をもとに紙資料またはPCにより行うこと。PCでの説明を行う場合に必要なスクリーン及びプロジェクタは交通局で準備するため、必要に応じて活用すること。事業者側PCとの接続はHDMIケーブルを準備する。設営及び撤収時間は5分程度とすること。

(2) 審査方法等

「提案競技評価表」（別紙2）の評価項目により、交通局が設置する選定委員会で提案内容を審査する。

交通局は、選定委員会の結果を踏まえ、参加者について順位を決定し、最優秀提案者を契約相手方候補として決定する。

なお、最優秀提案者（契約相手方候補）との契約に向けた協議が不調となった場合を想定し、評価点が2番目に高い事業者を次点者とする。

※ 選定委員会の全委員の平均評価点が60点未満（100点満点）の場合は、選定しないものとする。

1 4 審査結果の通知

13(2)の審査結果については、参加事業者に電子メールにて通知する。また、最優秀提案者については、福岡市ホームページで公表する。

- ※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められる場合、また、社会的信用を損なう等、業務受注者として不適切と認められる事情が生じた場合は、決定を取り消すことがある。

1 5 失格要件

以下のいずれかに該当する者は失格とし、本提案競技への参加を無効とする。

- (1) 必要条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

1 6 契約の締結

交通局は最優秀提案者と提案内容を基に最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、本要領に示す契約締結日までに契約に至らない場合は、最優秀提案者との契約は行わず、次点者と業務委託契約手続きのための協議を開始する。

- ※ 本提案競技に参加する事業者が 1 者のみの場合は、選定委員会による評価点の合計が 6 割以上で、かつ、提案の内容が適切と認められるときは、交通局は当該提案を行った事業者と契約締結に向けた協議を行う。
- ※ 最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表 第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合又は福岡市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

1 7 契約保証金

本業務の受注者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結の前に納付する必要がある。

ただし、福岡市交通局契約事務規程第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

1 8 委託における著作権等の権利の取扱い

別紙 1「仕様書」中、「9 著作権等」を参照。

1 9 その他留意事項

- (1) 審査結果に関する質問は一切受け付けない。
- (2) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際に契約交渉者との協議の上で変更することがある。
- (3) 本業務の全部又は主たる部分を再委託することは禁止する。

(4) 1 事業者 1 提案とし、複数の提案は認めない。

2 0 添付資料

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 別紙 1 | 仕様書 |
| (2) 別紙 2 | 提案競技評価表 |
| (3) 様式 1 | 提案競技質問書 |
| (4) 様式 2-1 | 提案競技参加申込書 |
| (5) 様式 2-2 | 同種又は類似業務の実績表 |
| (6) 様式 2-3 | 委任状 |
| (7) 様式 2-4 | 誓約書 |
| (8) 様式 2-5 | 役員名簿 |
| (9) 様式 2-6 | 個人用財務諸表 |
| (10) 様式 3 | 提案競技参加辞退届 |

2 1 提出先・問合せ先

福岡市交通局営業部営業課乗客係（担当：高見、木村）

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号

TEL：092-732-4128

FAX：092-721-0754

e-mail：eigyo.TB@city.fukuoka.lg.jp